

## 「減額査定」された医療費をお知らせします

被保険者やそのご家族（被扶養者）が病気やケガのため医療機関で受診された場合、その費用総額の7割を健保組合で支払います。

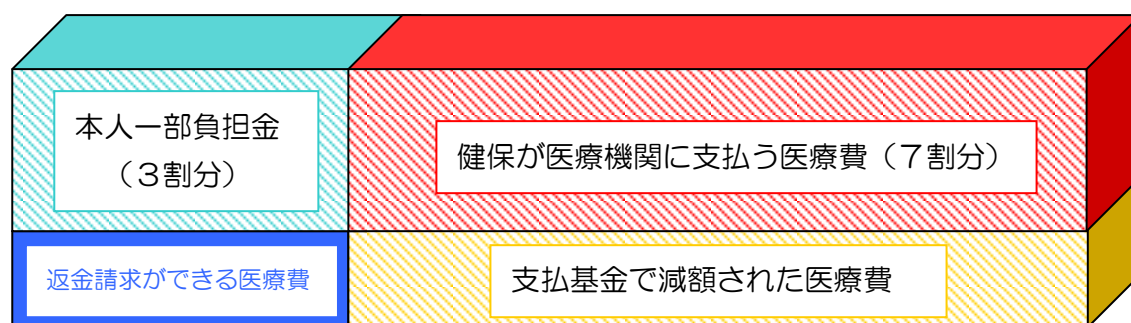
この支払いに際し、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という）において、検査や投薬といった診療の内容が保険診療として適合しているかどうかを審査しています。

この審査において、保険診療に適合していない診療があった場合は、その部分の費用を減額し医療機関に対して支払いをしています。

費用の減額があった場合、被保険者やそのご家族が医療機関の窓口で支払った一部負担金（3割）も医療機関に請求することにより、その費用の一部が返金される可能性があります。

健保組合では、被保険者やそのご家族が医療機関へ医療費の返金（原則3,000円以上）の申し出ができるよう、その減額された医療費に関するお知らせをH19年7月より開始いたしました。

お知らせが届いた方は、内容をお読みいただき、返金の請求を希望される場合は医療機関へご相談ください。



なお、このお知らせがお手元に届かない方も、実際に医療機関の窓口で支払った医療費と、健保組合が発行している「医療費のお知らせ」に記載されている医療費に差があり、疑問があるときは健保組合へお問い合わせください。

お問い合わせ先 適用給付グループ  
03-6204-8400  
⑨-122-84000（ファミリーネット）